

規制改革実施計画（抄）

平成 26 年 6 月 24 日
閣 議 決 定

規制改革は、我が国の経済を再生するに当たっての阻害要因を除去し、民需主導の経済成長を実現していくために不可欠の取組であり、内閣の最重要課題の一つである。

この課題に強力かつ着実に取り組むべく、規制改革を総合的に調査審議するため、内閣総理大臣の諮問機関として「規制改革会議」を平成25年1月に設置した。

規制改革会議においては、昨年6月に「規制改革に関する答申」を行ったが、その後引き続き成長戦略及び国民の選択肢拡大につながる規制改革を中心に検討が行われ、平成26年6月13日に「規制改革に関する第2次答申」が内閣総理大臣に提出された。

当該答申を踏まえ、対象となった規制や制度、その運用等については、直ちに改革に着手し、期限を定めて着実に実現を図っていくため、下記のとおり規制改革実施計画を定める。

記

（略）

Ⅱ 分野別措置事項

1 健康・医療分野

（1）規制改革の観点と重点事項

「病気や介護を予防し、健康を維持して長生きしたい」との国民のニーズに応え、世界に先駆けて「健康長寿社会」を実現するため、①新たな保険外併用の仕組みの創設、②介護・保育事業等における経営管理の強化とイコルフットィング確立、③革新的な医薬品・医療機器の価格に関する制度の改善、④最適な地域医療の実現に向けた医療提供体制の構築、⑤生活の場での医療・介護環境の充実、⑥医療用検査薬から一般用検査薬への転用の仕組みの早期構築、⑦保険者機能の充実・強化に向けた環境整備、⑧医療機関の経営基盤の強化、⑨看護師の「特定行為」の整備に重点的に取り組む。

(2) 個別措置事項

(略)

⑨看護師の「特定行為」の整備

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
59	看護師の「特定行為」に関する研修プログラムの検討	新たな研修制度における研修プログラムは、看護師が、患者の病態に応じ、「特定行為」の実施の可否や医師への連絡のタイミングを適切に判断できるよう、フィジカルアセスメント、病態生理、解剖学、薬理学、医療安全に関する知識等を総合的に習得できる研修内容を含むものとするよう検討し、結論を得た上で、関係法令を整備する。	平成26年度検討・結論、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行日(平成27年10月1日)に合わせて措置	厚生労働省
60	看護師の「特定行為」における手順書の検討	医師が看護師に示す手順書の項目については、研修を受けた看護師が、患者の病態に応じ、「特定行為」の実施の可否や医師への連絡のタイミングを適切に判断できる内容とし、実施すべき「特定行為」を明示しつつも過度に細かく規定するような硬直的なものとならないように留意しつつ検討し、結論を得た上で、関係法令を整備する。	平成26年度検討・結論、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行日(平成27年10月1日)に合わせて措置	厚生労働省
61	看護師の「特定行為」の対象の検討	制度の創設に当たって検討されたにもかかわらず、「特定行為」に該当しないとされた行為のうち看護師が行うことが可能な行為であると整理されたものについて分かりやすく周知する。その際、医療機関に対し、看護師等がその行為を安全に実施できるよう研修を実施するなどの対応についても周知する。	平成28年度までに随時措置	厚生労働省
62		「特定行為」の対象について制度の普及状況や関係者の意見等を踏まえ、見直す枠組みについて検討し、結論を得る。	平成26年度検討・結論	厚生労働省
63	看護師の「特定行為」に関する研修修了者情報の管理	制度の円滑な運用を図るため、厚生労働省は、研修を修了した看護師ごとに、どの特定行為の区分に係る研修を修了したかの情報を管理する。また、指定研修機関の指定取消時等の場合、速やかに修了に係る証明を行う体制を構築する。	地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行日(平成27年10月1日)に合わせて措置	厚生労働省